

国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年9月30日（火）10時5分～10時48分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部健康マネジメント学科教授
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<自治体等>

熊谷 圭太	宮城県経済商工観光部産業人材対策課 課長
曾根 由貴	宮城県経済商工観光部産業人材対策課 総括課長補佐（人材育成担当）
齋藤 大輔	宮城県 経済商工観光部産業人材対策課 主幹（班長）
坂 隆次郎	宮城県 企画部地域振興課 課長
生田 仁信	宮城県 企画部地域振興課 副参事兼総括課長補佐

<省庁等>

財津 依人	出入国在留管理庁 政策課 政策調整室長
岡島 淳二	出入国在留管理庁 在留管理課 専門官
米原 泰裕	文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 室長
鈴木 良尚	厚生労働省 人材開発統括官付訓練企画室 室長
廣瀬 寛太	経済産業省 製造産業局製造産業戦略企画室 室長補佐
古谷 俊英	国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 国際展開推進官

<事務局>

小山 和久	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
伊藤 正雄	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 半導体関連産業における外国人材の就労円滑化
 - 3 閉会
-

○伊藤参事官 国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題ですが、「半導体関連産業における外国人材の就労円滑化」でございます。

御参加の方々、宮城県様、それから出入国在留管理庁、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、国土交通省の皆様にはオンラインで御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

次に、資料の扱いですが、宮城県様、出入国在留管理庁から御提出いただいております。これらは公開の予定となっております。

議事についても同様に公開いたします。

次に、進め方であります。まず事務局から本ヒアリングの開催経緯を1分程度で御説明させていただき、その次に資料の説明を宮城県様から10分程度、出入国在留管理庁から3分程度行っていただくということで考えております。最後に厚生労働省、それから文部科学省からそれぞれ1分程度で補足等のコメントをいただければと考えております。その上で、委員の方々による質疑という形で進めてまいります。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは「半導体関連産業における外国人材の就労円滑化」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様には御参加いただきまして、ありがとうございます。

まず、本件提案に関するこれまでの検討の経緯と本日のヒアリングの趣旨につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松平参事官 地方創生推進事務局参事官の松平でございます。

資料の1ページ目、事務局提出資料を御覧ください。

本日の議題の職業能力開発校における外国人材の受入れにつきましては、宮城県から昨年2月に連携“絆”特区に係る規制改革提案をいただいたものでございます。これまで本ワーキングヒアリングでも2回御議論いただき、論点や留意事項などを整理した上で、今年6月の特区諮問会議において、資料に記載のとおりの方針の方向性を示しているところでございます。

それを踏まえまして、本日、宮城県及び関係省庁から対応状況などについて御報告いただき、議論を進めていきたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、本日は、これまで整理してきた論点や留意事項等に関しまして、現時点の対応状況について宮城県から御報告いただいた後、関係省庁である法務省出入国在留管理庁、厚生労働省、文部科学省からそれぞれ見解をお示しいただきたいと考えております。

早速ですが、宮城県から御説明をお願いいたします。

○熊谷課長 宮城県産業人材対策課の熊谷と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料に従いまして説明してまいりたいと思いますが、次の次のページをお開きいただけますでしょうか。ありがとうございます。

令和7年3月7日、前回ワーキングの検討事項ということで、記載の三つが整理されているところでございます。本日は順に説明してまいりたいと思います。

次のページをお願いいたします。

宮城県では、6月9日に、宮城県専修学校各種学校連合会と覚書を締結いたしました。この覚書により、職能校への外国人材の受入れは民間と競合しない記載の六つの訓練科に限定すること、そして、ものづくり産業の人材育成について、相互の事業を尊重するとともに、協力連携に努めることを確認いたしました。

この覚書の締結により、上に記載しております（１）（２）、検討事項の１点目と２点目は達成できたのではないかと考えているところでございます。

次のページをお開き願います。

ここからは（３）、検討事項の３点目でございます受入環境の整備について、Ａ、技能習得支援、Ｂ、定着と生活の支援、Ｃ、受入企業支援という三つの観点から御説明を申し上げます。

まず初めに１点目として、技能習得支援について御説明をいたします。次のページをお開きください。

職能校で育成する人物像として、職能校では生産ラインのオペレーターやサプライチェーンにおける現場人材を育成することとしております。

次のページをお開きください。

本県における外国人材の訓練実績、職能校での訓練実績につきましては、在留資格「研修」による受入実績はございませんけれども、現在、在留資格「家族滞在」の外国人を３人受入れしております、日本人と同じ訓練と一緒に受けて、問題なく訓練しているところでございます。

また、職能校で実施している短期間の在職者訓練でも、技能実習生などの受入実績がございます。

次のページをお開きください。

職能校の訓練カリキュラムでございますが、こちらは企業の即戦力として就業できるレベルを目指し、実践的な訓練をこれまでも実施しているところでございます。

今般、外国人材を受入れするに当たりまして、特定技能1号の評価試験に合格できるよう、訓練を実施してまいります。

なお、特定技能1号の試験は、技能検定3級と同等のレベル感とされておりますが、職能校のカリキュラムでは、技能検定の検定委員も務める指導員が監修・作成をしているところがございます。

職能校では、少人数制で丁寧な訓練を行っており、技能検定3級レベルであれば、右下に記載してございますけれども、一部の例とはなりますが、入校から4か月程度で受験者全員が合格するなどの実績がありますので、外国人材においても同様に質の高い訓練を実施してまいりたいと考えております。

また、特定技能1号ではN4以上の日本語能力が求められますが、職能校ではそれより上位のN3程度の日本語能力を有する者を受入れしたいと考えておりますので、こちらも問題がないものと考えております。

次のページをお開きください。

続きまして、安全に対する配慮でございます。

職能校では、従来から安全衛生をカリキュラムに組み込んでおり、また、救命講習や労働安全衛生に関する講話を実施するなど、安全に配慮した訓練を実施してまいりました。

外国人材を受け入れるに当たり、実習の前に、厚生労働省が提供している外国人労働者向けの教材等の活用を検討していくとともに、実技では、先に日本人を実施させ、目で見て分かる訓練を実施するなどの配慮をしながら、外国人にもしっかりと寄り添った安全な訓練を実施してまいります。

次に二つ目、定着・生活支援について御説明いたします。次のページをお開きください。

受入れする外国人については、日本語能力検定N3程度の日本語能力を求めることとし、日本人と一緒に同じ訓練を受講いただきます。

また、外国人材を受入れするに当たり、職能校では、専修学校と同様に校内に相談窓口を設置し、関係機関とも連携しながら、生活面であれば、生活のためのオリエンテーション、在留資格の手続サポート、不動産会社の紹介などの支援を行うほか、就職面では、就職先のあっせんや資格取得のためなどの試験対策を実施いたします。

次のページをお開きください。

入校した外国人に対しては、多言語翻訳機の活用や、補足テキストの配付、訓練時間前後の個別指導により、日本人との訓練に支障のないようフォローを行ってまいります。それでもなお言語面の不安がある場合には、こちらのページに記載がありますように、県内で就労する外国人向けに実施している日本語講座がございますので、こちらへの参加を促すなど、万全を期してまいります。

次のページをお開きください。

3点目、受入企業支援について御説明いたします。

宮城県では、外国人材の採用・定着を図るため、県内企業に対し、外国人材の受入れや

在留資格等に関する相談窓口を設置しているほか、セミナー開催やマッチング機会の提供などを行い、受入企業を拡大する取組を実施しているところでございます。

次のページをお開きください。

県では、外国人受入企業へのコンサルティングを行い、下のほうに記載がありますけれども、例えばダイバーシティマネジメントあるいは企業理念の浸透など、企業が有する外国人受入れに関する課題の解決に向けた支援を行い、外国人材に選ばれる企業の創出に努めているところでございます。

次のページをお開き願います。

こちらは訓練修了後の話となりますけれども、県では、外国人材がキャリアアップする機会を提供することにより、モチベーションやエンゲージメントを向上し、企業への定着を促進する取組を実施しております。

具体には、外国人材を雇用する企業が、業務上必要となる資格や技能を習得する費用を負担した場合、その経費の一部を補助するものです。

以上、宮城県では、職能校に外国人を受け入れ、少人数制で丁寧な訓練を行い、即戦力として活躍できる人材として、県内企業への就労を促進してまいります。

県として、関連施策との連携、あるいは関係機関とも連携し、しっかりした受入体制を構築してまいります。

最後に、資料の2ページ目、青ページで言うと3でしょうか。

こちらは昨年5月9日の第1回ワーキンググループヒアリングで御説明申し上げた資料の一部となります。赤枠で囲っておりますが、提案内容の一つ目、訓練修了後に在留資格を特定技能に変更し、帰国せずに国内で就労を可能とすることにつきましては、早急な措置の実施を是非ともお願いしたいと考えております。

二つ目の研修期間中の資格外活動、いわゆるアルバイトでございますが、こちらにつきましては日本での生活費を賄えない方の受け入れを意図するものでは決してございませんで、日本での収入が少しでも確保できれば、職能校を希望する外国人の人数が増えるものと考えて、この特区提案により実現できる本制度を実効性のあるものにすること、つまり成果を上げることを意図するためのものでございます。

三つ目の在留期間につきましては、六つの科で受入れを希望しておりますが、一部の訓練科では2年制度になっておりますことから、最長2年としていただきたいというものでございます。

2点目、3点目の提案につきましては、引き続き御議論いただきたく、お願い申し上げます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○中川座長 ありがとうございました。

続きまして、関係省庁の皆様から見解を伺えればと存じます。

まず、出入国在留管理庁から御発言をお願いいたします。

○財津室長 出入国在留管理庁政策調整室長の財津でございます。

本日は、御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

入管庁からは、今回の御提案内容の論点のうちの一つである、在留資格の趣旨・目的に留意と書いていただいている部分があると思いますが、その部分につきまして御説明を差し上げたいと思います。

資料としては1ページをおめくりいただければと思います。

まず研修の在留資格でございます。前回のワーキングでも御説明したと思いますけれども、研修の在留資格というものは、研修修了後に、研修によって習得した技能などをそれぞれの国において活かして、母国の経済発展等に貢献いただくための制度ということになってございます。

上の段でどういったものかと簡単に書いてございますけれども、この中で技能等の習得を行う活動ということでございますけれども、まず技能実習、留学、これと似て非なるものでございまして、技能実習と違うのは、技能実習のほうは雇用契約に基づいて業務に従事しながら技能を習得するものが技能実習でございます。留学のほうは、教育機関に受け入れられて技能等の習得を行うといった趣旨のものでございます。今回はそうではないものということでございます。

今申しました制度趣旨から、法令上、要件がいくつかかかってございます。下の欄でございます。こういった趣旨のものであることを前提としまして、まず2号でございます。帰国後、本邦において習得した技能を要する業務に従事することを予定されていることということで、制度趣旨に由来する要件ということでございます。

それから、6号のところですが、受入機関が研修生の帰国旅費の確保、その他の帰国担保措置を講じていることということで、出入国管理の観点から、帰国旅費の負担を含めて必要な措置を講じてくださいというものでございます。

今回、宮城県の御提案の実施に必要な措置を検討するに当たりましては、まずいくつか、今回、研修での受入れ実績がないということですので、そういった観点からも留意点的に大きく2点お願いしたいと思ってございます。

1点目が、宮城県におかれまして、訓練課程において習得する技能水準そのものでありますとか、当該技能と職能校の修了後に就労する特定技能1号、この業務区分に関連性があることにつきまして、関係省庁、業所管省庁などの協力を得ながら適切に確認していただく必要があるというものでございます。

まずこの1点目につきまして何が言いたいかと申しますと、要するに特定技能1号というゴール、出口がきちんと確保されていること、それにつながるプログラムであることを確認していただきたいという趣旨でございます。

先に資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

今回、特定技能1号を目指すという御提案でございますので、左下のほうで特定技能1号のポイント、これは宮城県からも説明がございましたけれども、色々要件がある中で、

特に技能水準、試験で確認されると。試験に合格していただく必要があると。それから、日本語能力水準、一般的にはN4相当程度以上の試験に合格していただく必要があると。この二つということでございます。

それに加えて、3ページに行っていたきたいのですけれども、特定技能自体は分野に着目して、当該分野の業務区分において受け入れられるということでございます。なので、今回、半導体の関係で就労するというようなことでございますので、まずもってこのプログラム・カリキュラムを作成するに当たっては、今回、特定技能1号のどの分野のどの業務区分のどの試験に受かるためのプログラムであるのか、その内容に沿ってきちんと学習すれば受かり得るものなのかというのをよくよく精査して詰めていく必要があるのかなと思ってございます。

おそらく経済産業省さんの工業製品製造業の例えば電気電子機器組立てに従事する業務とかがあると思いますがこういったものですとか、あともしかしたら建設の一部の業務にかかってくるのかもしれませんが、このターゲットとゴールを明確にさせていただいて、その関連性をよくよく確認する必要があるのかなということでございます。

研修訓練校を修了したはいいいものの、実際に学んだ技能では行き先がないということにならないように、ここはきちんと事前に確認していただく必要があるのかというような趣旨でございます。

それから、また1ページに戻っていただきまして、もう一点留意いただきたいことが、今回、外国人材の不法残留とか不法就労を防止する観点ということで、主に出入国管理の観点からの重要な要件でございまして、先ほど紹介した6号その他ということでございますけれども、外国人がもし特定技能に移行できないような事態になった場合は、このケースで言いますと、職業能力開発校が帰国を担保するための措置を取ることができるということ、つまり帰国旅費をきちんと負担できるようにしていただくということですか、また、外国人が訓練中の学費、生活費の経費支弁能力を確実に有するというのも事前に確認いただきたいなと思ってございます。こういったこともお願いしたいというところでございます。

なので、必要性につきましてはよくよく理解してございますが、こういった許容性と言いますか、万が一の懸念が払拭されるための詰め、こういったものを今後詰めていただきたいと思いますので、ここは入管庁としましても、宮城県と関係省庁の検討に積極的に参画していきたいと思ってございます。

それから、先ほど宮城県から、昨年既に提案されていたということかもしれませんが、二つ新しくというか論点提起いただきましたところについても、現段階で申し上げられることを申し上げておきたいと思います。

一つ目が宮城県の資料の2ページの赤枠の二つ目の資格外活動（包括許可）が可能となるということで、要するにアルバイトを認めてほしいという御提案だと思います。

これに関しましては、研修という在留資格は先ほど申し上げたとおりの制度趣旨でござ

いまして、法律上の就労が認められない資格ということもございますし、また、研修に専念していただくという趣旨から、資格外活動というものは認めていないということでございます。

もとより半導体産業の地域の人手不足解消に資するための取組ということでございますので、一日でも早く就業していただくという趣旨からは、一日でも早く試験に合格していただくように、研修に専念していただきたいなと思ってございます。

それから、三つ目の国内滞在期間が最長2年可能となるという御提案をいただいたと思います。これは現在の仕組みのところの御説明でございますが、現在、研修の在留資格につきましては、原則として法務省令で1回に与える期間は1年までと規定されてございます。2年を許可できるものが一つだけございまして、それは簡単に申しますと医療関係で診療用の粒子線照射装置の知識・技能習得という医療関係の研修に必要なということで、1年を超える研修期間を要するものにつきましては、2年許可できるよと省令で規定されてございます。なので、1年を超える研修の必要性、それから合理性が認められるかが一つのメルクマールでございます。

元々座学を基本とした集中的な研修ということでございますし、法律上の非就労資格でございますので、1年を基本としているのが今の制度ということでございます。

そういうことでございまして、入管庁としましては、関係省庁と宮城県との検討に積極的に参画していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省から御発言をお願いいたします。

○鈴木室長 厚生労働省でございます。

厚生労働省としまして、規制・制度改革事項等にかかれております地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築、また職業能力開発校における外国人の受入れ環境の整備という観点でコメントさせていただきます。

まず前半の地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築につきましては、宮城県さんと宮城県専修学校各種学校連合会との間で覚書が締結されています。これに基づきまして丁寧に協議を行いながら、職業能力開発校における外国人材の受入れが行われるのであれば、特に問題はないものと考えております。引き続き、官民の役割分担に十分配慮して、検討を進めていただきたいと思います。思っております。

2点目、職業能力開発校における外国人の受入れ環境の整備でございますが、こちらはこれまでのワーキンググループ等でもお話しさせていただきましたとおり、職業能力開発校におきましては、定員に空きがあり、日本語能力、生活面等で通常の訓練受講に支障がない場合、外国人の方を研修の在留資格として受け入れることが可能という制度となっております。外国人を受け入れる場合につきましては、先ほど宮城県さんからいくつか対応策の御提案がございましたけれども、そういう対応策も含めまして、こうした点に留意し

つつ、職業能力開発校の業務の遂行に支障が生じないように、引き続き御配慮をお願いしたいということでございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

最後に、文部科学省から御発言をお願いいたします。

○米原室長 文部科学省専修学校教育振興室長の米原でございます。

文部科学省といたしましても、先ほど宮城県のほうからも説明がございましたが、県と宮城県専修学校各種学校連合会との間で覚書が結ばれており、これに基づいて丁寧に協議を行いながら、職能校における外国人材の受入れが行われるのであれば、特段の問題はないものと考えているところでございます。

いずれにしましても、前回のワーキンググループ、また、先日、宮城県庁を訪問させていただいた際にもお話しさせていただきましたけれども、専修学校及び各種学校でも多くの留学生を受け入れておりますし、職能教育とともに日本で就労するための知識、ノウハウなどを習得させているところでございます。

半導体人材を始めとしまして、県内人手不足への対応であれば、職能校だけではなく、専修学校、各種学校への更なる御支援というものもお願いしたいと考えております。

文部科学省からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問を受け付けたいと思いますが、関係者の皆様で何か御発言を求める方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませでしたら、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから宮城県に御質問させていただきたいと思いますが、先ほど出入国在留管理庁のほうから、しっかり詰めていただきたいという2点の指摘をいただいております。一つは、特定技能に合格できるような訓練をしっかりやってほしい、カリキュラムをきちんと整備していただきたいというお話でございました。

一定の御説明をいただいたと思っておりますけれども、私、分からなかったところが、今でも技能レベルにつきまして、特定技能試験に合格できるような技能レベルを習得できるような体制を整備できているというお話をいただきましたけれども、今回の外国の方を職能校に受け入れて、それで特定技能に移行させるということについては、現在の職能校のカリキュラムとか体制で十分だというようなことなのか、それとも何か追加して、これはカリキュラム上の工夫をするのかということをお1点御質問させていただきたいのと、2点目として、出入国在留管理庁のほうから、しっかり体制を組んでほしいというのは、特定技能試験に合格できなかった場合に、どのような措置を取っていただけるのかということについても詰めていただきたいというリクエストがあったと思います。

ここの点につきましても補足説明がありましたらお聞かせいただければと思います。

○熊谷課長 宮城県、熊谷でございます。

御質問は二つありました。1点目、今回、外国人材を受入れすることに当たりまして、カリキュラムを変更するかどうかというところでございますが、まず基本としては現行のカリキュラムで対応できるのではないかと、現状では認識をしているところでございます。現在も、日本人に対しては技能検定などの資格を受けてもらったり、推薦したり、それに対する試験対策のようなこともやってございますけれども、それと同じようなイメージで、特定技能1号に対しての補講のようなもの、そういったものが場合によっては出てくるのかもしれませんが、大きな枠組みとしては現状のもので対応できるのではないかと考えておりますが、詳細については、必要があれば随時見直しを行っていきたいと考えております。

2点目でございます。帰国担保措置のお尋ねが入管庁さんからございました。事前の打合せの段階でも、こちらは基準省令で受入機関が行わなければいけない責務だと聞いておりますので、そこは県としても法令遵守で、不法滞在を招くようなことがないように、帰国担保措置を具体的に、我々は専修学校とも最近色々意見交換させていただいているところでございますので、具体的方法論も含めてアドバイスをもらいながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

カリキュラムにつきまして、同一のもので対応できるだろうというお話でございます。説明にもありましたように、技能検定3級レベルを4か月ぐらいで大体達成しているということでございます。ただ、日本の方がそうだとすることと、外国の方を受け入れた場合に同じようなスピードでそういうレベルに達するかどうかというのは、私は判断がつかない部分があります。

その点につきましては、関係省庁の方と詰めていただいて、あるいは制度を運用しながら、フォローアップしながら、しっかりした技能を習得できるような体制をチューニングしていくような取組をお願いできればと思っております。

ほかに委員の先生方、いかがでしょうか。

堀真奈美委員、お願いします。

○堀（真）委員 宮城県さんにお伺いしたいのですが、先ほど出入国在留管理庁からの質問にもあったと思うのですが、もし合格ができなくて移行できない場合は、職業能力開発校が帰国旅費等を負担するというお話があったのですが、その予算の確保は事前にされているのでしょうか。もちろん不合格とならないように今回様々な御提案をいただいたので、ゴールに沿ったものになると期待はしているのですが、もし万が一そうならなかったときの帰国経費を用意できるのか。それから、カリキュラムは現行のままだも問題ないというお話でしたけれども、ゴールに沿ったカリキュラムかどうかというところは、先ほど出入国在留管理庁からお話があったのですが、そのところの対応はど

のようになっているのかもう少し説明をいただければと。もう一点、在留資格との関係で懸念面の指摘をされていたアルバイトの許可という御提案について。先ほど宮城県さんのほうから、就労することが目的ではなく、入校者を増やすためだというお話があったのですが、どのような意味なのかもう少し説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○中川座長 宮城県、お願いします。

○熊谷課長 宮城県、熊谷でございます。

1点目、帰国旅費の予算措置でございますが、現行この制度が始まっておりませんので、予算措置を現在行っているというものではございませんけれども、このようにお約束をさせていただいている状況ですので、どれくらいの発生確率を見込むかということにはなるのですけれども、財政当局とも相談しながら、事前に当初の予算の中でそういった予算を計上するのか、あるいは、やり方としては年度途中で予算を流用してやるというのも法的には認められているところでございますので、いずれにしましても必要な予算は確保しながら執行していきたいと考えております。

2点目、ゴールに沿った形ということで、入管庁さんからお話があった事項でございますけれども、事前の御説明をいただいている中で、打合せの中で、我々が六つの訓練科を今回提案の中で盛り込んでいるところでございますけれども、先ほどお示しいただいたように、特定技能の中では分野、業務区分が明確に区分けされているというのは我々も承知しているところでございます。

先ほど、財津室長から御説明があったように、大きな枠組みとしては、工業製品製造業というところと、一部につきましては建設という二つに入ってくるだろうと思います。その内訳としても、電気電子機器組立てですとか、あるいは一部は機械金属加工という細分類もあるということを承知しております。こちらにつきましては、我々も想定する内容を関係省庁の皆様に御提示をして、御相談をして、今後詰めていければと考えているところでございます。

最後、アルバイト、資格外活動についても補足をというところでございました。そもそも論として間違っただけではないのは、あくまでも日本での生活能力がない人を入れると不法滞在につながるという懸念があるのは承知しておりますので、そこはしっかりと我々としても、入国審査のときにもなされるかと思っておりますけれども、受入れ側としても収入の状況なども確認する責務があるだろうと考えているところでございます。

一方で、一日も早く職に就いて世に出すということもありますけれども、我々としても、土日は訓練がない、あるいは専修学校ほど長くはないのですけれども、数週間の夏休み・冬休みが実際はございます。そうした中で、何らかの収入を得られれば、訓練に影響のない範囲で収入が得られれば、近場に観光して、日本のことの理解を深めるだとか、コミュニケーションを図るだとか、そういうプラスの要素が出てくるのではないかという思いもございまして、より活動の幅が広がれば、宮城県の職能校に入校して、訓練をして、日本で働きたいという希望者の裾野が広がるのではないかという思いで提案をさせていた

だいているところでございます。

以上でございます。

○堀（真）委員 分かりました。ありがとうございました。

○中川座長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

安田委員、お願いします。

○安田委員 大阪大学の安田です。

今も話題に上がりましたが、資格外活動について、先ほど出入国在留管理庁さんのお話ですと、原則として認められないということだったのに対して、例えばなのですが、半導体関連の職場に行く行くは技能を習得して就職ということであれば、そういった潜在的な就職先へのインターンで、場合によっては一定程度の給料が出るようなインターンであるとか、あとは私自身、アメリカの大学に留学していたときに、当時はF1ビザというビザで、原則としてアルバイト等は認められていなかったのですが、大学の中での活動、具体的にはティーチングアシスタントとかリサーチアシスタント、専門性を高める上で役に立つような活動に関しては、所属していた大学でのアルバイトというか、そこからフェローシップとかスカラシップをもらうということを行っていたのです。そういった形で、もしも職業専門学校の中で学んでいる学生たちができるようなアルバイトがあれば、それを例外的に認めるという発想はあるのかなという感じもしたのですが、このあたりの先ほど来話題になっている資格外活動に関して、少し例外規定を認めるようなことは考えられないのか、出入国在留管理庁さんに御意見を伺いたいです。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いします。

○財津室長 出入国在留管理庁でございます。御質問ありがとうございます。

資格外活動につきましては、原則は先ほど申し上げましたとおり、研修に専念させる趣旨からということで、土日とか課外とかいう話もございますけれども、そういったことも含めて研修期間というか、まさに実際に学校に通って活動しているだけが研修の在留資格のカバー範囲でございませぬので、基本的には研修に専念させる趣旨から、これは認められないという取扱いを行っています。

もちろん個別に絶対に法令上全く資格外活動許可ができないかということではなくて、そこは個別の判断ということにはなりますけれども、例えばこういった例があるのかどうかは別として、研修という在留資格は、医療関係で臨床修練医師、外国の医師が日本にやって来て臨床修練を行う、こういったことで付与されるケースがございます。これにつきましても基本的には資格外活動は認められないということではございますけれども、例えば自分が大学の講義の一環として本国の医療情勢についてのコマを継続的に担当するとか、また、別の面で高い技術をお持ちで、ほかの教授とかにその技術を教える、そういうことを有償で行うとかいった場合には、場合によっては公益性も含めて鑑みて、個別に資格外活動の許可を付与するという例は観念はし得ますということでございますが、先ほどのインターンシップでどうなのか。報酬を得ないということであれば、課外でインターンシッ

プみたいなものを行っていただくことは全く規制はございません。報酬を得ることになると、研修の在留資格との関係で相当慎重な検討を要するということでございますので、今の段階でいい悪いとは申し上げられませんけれども、かなり慎重な検討を要するというだけでは申し上げておきたいと思います。

お答えになっているか分かりませんが、以上でございます。

○安田委員 どうもありがとうございます。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえまして、これまで挙げられた四つの論点のうち、地域における民間の教育訓練機関等の関係者との合意を図る枠組みの構築、それから地域における半導体産業分野の人材不足に対応した総合的な取組につきましては、宮城県において既に御対応いただいているということが確認できました。

また、職業能力開発校における外国人の受入環境整備につきましては、宮城県において一定の方針を示していただいております、実現に向けてさらに具体化を進めていくものと受け止めました。

出入国在留管理庁におかれては、こうした宮城県の対応を踏まえて、特区において本件提案を今年度内にできる限り前倒しして早急に実現できるよう、必要な措置について具体的な検討を進めていただきますようお願いいたします。

他の関係省庁におかれましては、引き続き、宮城県に対し、本件提案の実現に必要な助言等を行っていただきますようお願いいたします。

それから、最後に、堀真奈美委員あるいは安田委員のほうから御指摘がありましたけれども、今回の提案と並行しまして、例えば資格外活動、あるいは在留期間の延長、こういったものにつきましても引き続き宮城県と出入国在留管理庁におかれまして議論を進めていただきますようお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして「半導体関連産業における外国人材の就労円滑化」に関します国家戦略特区ワーキンググループを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。